

仕様書

案件名称	学校給食用電動缶切機(茨田東小学校ほか1校)買入
品名	学校給食用電動缶切機
規格及び数量	すべて新品を納品すること(詳細は別紙1のとおり)
納入期限	別紙納入先一覧のとおり
納入場所	別紙納入先一覧のとおり
特記事項	<p>・納入にあたっては、事前に保健体育担当(給食G)担当者および納品先の担当者と連絡調整を行い、納入期限(土・日・祝日を除いた平日の午前9時から午後5時までの間)までに機器納入を完了すること。</p> <p>給食室が工事中の場合は、工事担当業者の指示に従い、工事進捗にあわせて搬入・据付すること。</p> <p>・納品の際は、納品物品の名称及び数量等が確認できる「納品書」を提出すること</p> <p>・各納品先へ納品が完了した際は、事業担当へ受領書等を提出すること</p> <p>・納入先の指定場所に納入し、必要に応じて取付け調整を行い使用可能な状態とすること。</p> <p>・落札業者は、納入指示票を下記担当者より受領し、指示票に従い納品すること。</p> <p>・納品時等において建物等へ損傷を与えた場合は、受注者の負担により原状回復を行うこと</p> <p>・納品に際して発生する廃棄物等の処理は、受注者の責任において行うこと</p> <p>・納入時における搬入用車両の駐車場所については事業担当の指示に従うこと</p> <p>・契約締結後、すみやかに事業担当へ単価のわかる内訳明細書を提出すること</p> <p>・入札金額には、搬入・据付等本契約にかかる全ての費用を含むものとする</p> <p>・応札にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合(同等品の可否を含む)は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の質疑については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする</p>
事業担当	<p>大阪市北区中之島1-3-20</p> <p>教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 給食グループ</p> <p>電話:06-6208-9143 担当:森兼</p>

## 別紙 1 : 品名、規格及び数量

No.	品名	品質、形状、寸法	単位	数量
1	学校給食用電動缶切機	別紙2のとおり	台	2

## 電動缶切機規格について

本仕様書により定める電動缶切機は、本市学校給食室に設置するもので、次の条項に適合するものであること。

### 1 規格

#### (1) 寸法 (単位 mm)

幅 300 mm以下、奥行き 550 mm以下、高さ 600 mm以下、重量は 25 kg以下で、本体はステンレス製であること。

(2) 100V仕様で電源スイッチと開缶操作レバーはそれぞれ独立していること。

(3) 1号缶から6号缶まで開缶できること。

(4) 開缶能力については1号缶の場合、9秒以内で開缶できること。

(5) 本体に缶を固定でき、開缶操作は缶に触れずに行うことができること。

### 2 その他

(1) 仕様書に明記していない事項であっても当然行わなければならないと認められる事項及び工作は、担当者に確認の上実施すること。

(2) メーカー保証のある物品を納入すること。また、保証期間中に故障等が生じた場合は、本市の要求に応じ、直ちに修理又は無償にて取り換えること。

(3) 保証期間経過後であっても、機器の故障があった場合は、即日修理を実施すること。

(4) 機器の取扱説明書を添付すること。

(5) 本体の見やすい箇所に、製作メーカー名・機種名・製造年月日・納入日等を記入したステッカー等を張り付けること。

(6) 納入物品で特許権を使用する場合は、その使用料は受注者負担とする。

(7) 落札後、速やかに納入先の工事担当業者と連絡調整を行い、具体的な納入日時を決定し、結果を保健体育担当に報告すること。

【別紙納入先一覧】

学 校 名	住 所	電 話	台 数	納 入 予 定 時 期	履 行 期 限	備 考
茨田東小学校	大阪市鶴見区茨田大宮3-7-61	6912-0011	1	令和7年12月中旬	令和7年12月26日	・既設機器撤去なし
清水小学校	大阪市旭区清水5-1-12	6952-6661	1	令和7年12月末	令和8年2月27日	・既設機器撤去なし

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること  
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること  
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること